

# 帰化相談必要書類の確認表(韓国)

※集めた書類に「○」を記載してください。

申請者名:

令和 年 月 日

書類の種類・順番	集めた書類	法務局使用欄				備考(請求先等)
		初	2	3	4	
自分で作成する書類 申請者が	帰化相談必要書類の確認表(本用紙)					
	帰化相談質問票					記入してください
	1 帰化許可申請書					
	2 親族の概要(日本・外国)					
	3 履歴書(その1・その2)					
	4 帰化の動機書					
	5 宣誓書					
	6 生計の概要(その1・その2)					
申請者が取り寄せをする書類	7 事業の概要					
	8 基本証明書(詳細)					駐日韓国大使館・領事館
身分関係	9 パスポートの写し					
	10 家族関係証明書(詳細)					駐日韓国大使館・領事館
	11 婚姻関係証明書(詳細)					本国
	12 入養関係証明書(詳細)					
	13 親養子入養関係証明書(詳細)					
	14 韓国の除籍謄本					
	15 日本の戸(除)籍謄本(全部事項証明書)					本籍地の市区町村役場
	16 出生届の記載事項証明書					届出をした市区町村役場
	17 婚姻届の記載事項証明書					※受理証明書ではない
	18 離婚届の記載事項証明書					
	19 死亡届の記載事項証明書					
	20 養子縁組届の記載事項証明書					
	21 認知届の記載事項証明書					
	22 親権者変更届の記載事項証明書					
23 その他の養子縁組・認知等に関する審判書・裁判書の謄本(確定証明書付き)						
居住歴	24 住民票(除住民票)					現(前)居住地の市区町村役場
	25 在留カード 又は 特別永住者証明書カード(表・裏)の写し					
運転記録	26 運転記録証明書					
	27 自動車等運転免許証(表・裏)の写し					
	28 運転免許経歴証明書※(有効期限は2か月間)					
収入	29 在勤(在職)証明書					勤務先
	30 給与証明書 又は 給与明細書					
	31 個人事業に関する許認可証明書					
	32 会社等法人の登記事項証明書					法務局
資産・収入	33 会社等法人の事業に関する許認可証明書					
	34 所有不動産の登記事項証明書					法務局
その他	35 預貯金通帳の写し 又は 預貯金現在高証明書					
	36 不動産賃貸借契約書の写し 又は 入居決定通知書の写し					
	37 国外居住親族への送金関係書類					
	38 年金受給を証明する書面					
	39 各種手当の受給を証明する書面					(児童手当など含む)
	40 国外財産調書					

(ご注意 28 ※⇒過去違反回数3回までくらいが目安です(中村))

※証明書は新しい方がいいですが、韓国領事館発行の書類の有効期間は3年間、日本の発行分は6か月間と言われますが、日本発行書類は3か月という担当者もいるので、3か月が安全です。

